

区分	法定時間			講習科目	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
	学科	実技	日数				
特別教育	7	6	2	車両系建設機械(整地等)(3t未満)	12,500	1,500	14,000
	6	4	1.5	ローラー(締固)の運転	12,500	1,500	14,000
	9	4	1.5	クレーンの運転(5t未満)	12,500	1,500	14,000
	6	3	1.5	高所作業車の運転(10m未満)	12,500	1,500	14,000
	8	8	2	伐木等の業務(チェーンソー)	12,500	1,500	14,000
	6	4	1.5	巻上げ機(ウインチ)の運転	13,000	1,000	14,000
教育	11	10	3	アーク溶接等の業務	14,950	1,050	16,000
	7	1	1	低圧電気取扱(開閉器の操作)	8,370	630	9,000

区分	法定時間			講習科目	受講料(税込)	テキスト代(税込)	合計(税込)
	学科	実技	日数				
特別教育	4	2	1	研削といしの取替(グラインダー)	9,950	1,050	11,000
	5.5	-	1	酸素欠乏危険作業	8,950	1,050	10,000
	4.5	-	1	粉じん作業	10,370	630	11,000
	4.5	-	1	石綿使用建築物等解体等	7,200	800	8,000
安全教育	14	-	2	職長・安全衛生責任者	13,000	2,000	15,000
	5	1	1	刈払機取扱作業	9,500	1,500	11,000
	4	-	1	振動工具取扱作業	6,950	1,050	8,000
	3.5	0.5	1	丸のこ等取扱作業	8,000	1,000	9,000

建設教育訓練助成金講習のご案内

【建設教育訓練助成金制度とは?】

この制度は、中小建設業の事業者が従業員の教育訓練・実技講習をした場合に、その受講料の一部と、その講習に要した日当の一部を事業主の方に、助成金を支給されるという建設業にのみ適用される制度です。

【助成金をうけることの出来る中小建設業とは?】

- ①資本金3億円以下もしくは従業員300人以下の建設業
 - ②雇用保険率が**18.5/1000**の建設業
 - ③受講者が雇用保険の被保険者であること
- ※上記3点の条件を満たしている中小建設業が助成金支給の対象となります。

【助成金の支払われる範囲は?】

- 経費助成(表中②)
受講料の70%
(消費税は助成金の対象となりません)
- 賃金助成(表中④)
日当の一部として1日当たり7,000円

技能講習の例	コース名	受講料	助成される金額		受講資格等
			★	②	
車両系建設機械(整地)運転技能講習	14H(2日間)	41,100円(テキスト代)	★41,400円	②39,143×70%=27,401 ④7,000×2日=14,000	大特免許保有 又は 普通免許で特別教育修了後3ヶ月以上の経験証明可能の方
	38H(5日間)	94,100円(テキスト代)	★97,700円	②89,619×70%=62,733 ④7,000×5日=35,000	18歳以上の方
不整地運搬車運転技能講習	11H(2日間)	38,900円(テキスト代)	★39,900円	②37,048×70%=25,933 ④7,000×2日=14,000	大特免許保有 又は 車両系建設機械(整地)運転技能講習修了の方
	12H(2日間)	42,000円(テキスト代)	★42,000円	②40,000×70%=28,000 ④7,000×2日=14,000	小型移動式クレーン運転技能講習修了の方 移動式クレーン運転士免許保有者
高所作業車運転技能講習	14H(2日間)	44,100円(テキスト代)	★43,400円	②42,000×70%=29,400 ④7,000×2日=14,000	普通免許保有者
	16H(3日間)	35,700円(テキスト代)	★44,800円	②34,000×70%=23,800 ④7,000×3日=21,000	玉掛け技能講習修了の方
小型移動式クレーン運転技能講習	20H(3日間)	38,900円(テキスト代)	★46,900円	②37,048×70%=25,933 ④7,000×3日=21,000	18歳以上の方
	15H(3日間)	21,100円(テキスト代)	★35,000円	②20,095×70%=14,066 ④7,000×3日=21,000	小型移動式クレーン運転技能講習又は、床上操作式クレーン運転技能講習修了の方
玉掛け技能講習	16H(3日間)	23,300円(テキスト代)	★36,500円	②22,190×70%=15,533 ④7,000×3日=21,000	6ヶ月以上の補助作業経験者
	19H(3日間)	25,300円(テキスト代)	★37,800円	②24,095×70%=16,866 ④7,000×3日=21,000	18歳以上の方
床上操作式クレーン運転技能講習	16H(3日間)	33,000円(テキスト代)	★43,000円	②31,428×70%=22,000 ④7,000×3日=21,000	玉掛け技能講習修了の方又は、小型移動式クレーン技能講習修了の方
	20H(3日間)	38,300円(テキスト代)	★46,500円	②36,476×70%=25,535 ④7,000×3日=21,000	18歳以上の方

申込み時のお願い事項

助成金の表記されている日程をお選びいただき予約願います

申込み時準備していただく書類

- ◎当社からお送りする書類
 - ①委託契約書 2部
- ◎お客様にご用意いただく書類
 - ②労働保険料等納入通知書・概算確定申告書(コピー)
(雇用保険料率18.5/1000の記載されている書類)
 - ③雇用保険被保険者資格取得確認通知書(コピー)
【事業主控えのコピー】

教育訓練給付金コース(個人対象に最大受講料の20%が戻ります)も3コース実施しております。詳しくは最寄りのハローワークが当センターまでお問合せ下さい。
1.フォークリフト運転技能講習31時間 2.玉掛け技能講習19時間 3.小型移動式クレーン運転技能講習16時間

コマツ教習所(株)愛知センターの登録内容について

技能講習の種類	登録番号
車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習	第1239号
フォークリフト運転技能講習	第1241号
小型移動式クレーン運転技能講習	第1242号
不整地運搬車運転技能講習	第1238号
車両系建設機械(解体用)運転技能講習	第1232号
高所作業車運転技能講習	第1237号
床上操作式クレーン運転技能講習	第1249号
玉掛け技能講習	第1247号

免許運転実技教習の種類	登録番号
移動式クレーン運転実技教習	第1258号
クレーン・デリック運転実技教習(クレーン限定)	第1269号

講習開始後についてのごお願い

講習開始後の遅刻・早退・欠席は法令により当該講習は失格(欠格)となりますのでご注意ください。
なお、納付された受講料等は返金いたしません。

講習のご案内



平成24年1月~平成24年6月

受講しに 受講のお願い

受講予定が決まりましたら、必ず予約をしていただき 受講日の3日以上前に受講申込書の原本が愛知センターに届くよう郵送をお願いいたします。受講申込書が届きましたら受講票を送らせていただきます。

※受講初日の申込書の持参は、受講できませんのでご注意ください。

受付時間

受付の開始時間は、受講票に記載されていますので確認の上遅れずにおいで下さい。
受講票は、受講申込書が届きましたら、内容を確認させていただき受講票を、FAX若しくは、葉書で送付いたします。

受講初日のお願い

受講日初日の受付前にセンター内で写真撮影をお願いします

受講時のご持参品

受講票・運転免許証・資格証(技能講習修了証、特別教育修了証等)等。
学科(初日)は、筆記用具、玉掛けは、電卓も必要。
実技(2日目又は3日目)は印鑑・実技に適した服装と履物・雨具・ヘルメット。
(ヘルメットをお持ちでない方は、当方で準備しています。)
玉掛けの方は電卓・長袖作業服・革手を、高所の方は安全帯を準備下さい。
車両系(解体)の方は、学科・実技両方の準備願います。
※昼食(ご希望の方は給食弁当のご利用が出来ます。)
※印鑑は必ずご持参下さい。

受講料の精算

受講初日に現金で精算願います



コマツ教習所(株)愛知センター案内図

車...名神高速
一宮ICより約4.7km
名古屋高速
一宮東ICから3.5km
東海北陸道
一宮木曽川ICより約5.1km

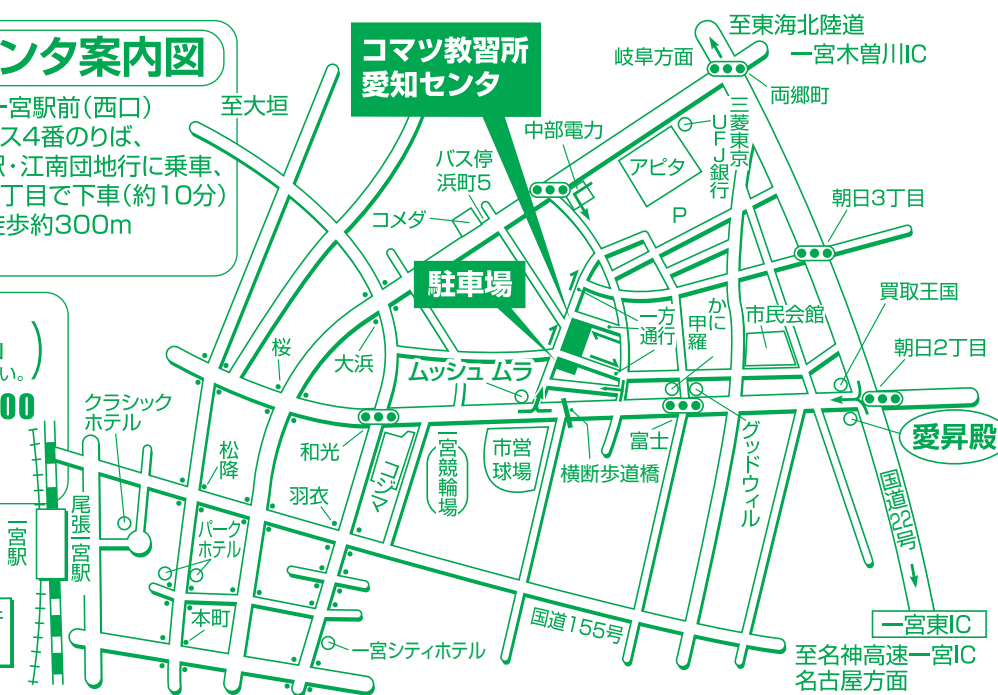
電車...名鉄一宮駅前(西口)
よりバス4番のりば、
江南駅・江南団地行に乗車、
浜町5丁目下車(約10分)
後、徒歩約300m

宿泊施設のご案内

☆一宮シティホテル ☎0586-73-3700
〒491-0861 愛知県一宮市泉2-21-1
シャトルバス送迎有り(車なしの便利)



(注)→印:一方通行
↳印:進入路



愛知労働局長登録教習機関

コマツ教習所(株)愛知センター

ホームページ URL <http://www.komatsu-kyoshojo.co.jp/aichi/>

〒491-0028 愛知県一宮市朝日1-4-1

TEL 0586-26-4111

FAX 0586-26-4113

